

支部における個人番号の取扱いに関する基本方針

平成27年10月8日制定

1. 支部は、個人番号の記載が必要となる手続きの際に、組合員から個人番号を取得し、書類を本部へ進達する取り次ぎ業務を行う。
2. 支部は個人番号の取得に際して、新加入及び家族追加等の手続きでは、本人確認措置を行う。それ以外の手続きでは、本人確認措置のうち身元確認措置のみを行う。
3. 支部は手続きにおいて、届出書または申請書に個人番号が記載されていることを確認する。また、書類を本部へ進達するまでの間、書類を鍵がかかる保管庫に保管する等、必要な安全管理措置を講ずる。
4. 原則として、支部は書類を本部へ進達後に個人番号を保管しない。このため、個人番号の記載が必要となる届出書または申請書は、すべて複写様式として支部控は個人番号が複写されない仕様とする。
5. 届出書または申請書に添付された書類のうち、個人番号が記載された添付書類について、支部で写をとり保管する場合は、原則として、個人番号をマスキングする。
6. 上記の1.から5.の原則に沿って個人番号を取扱う場合は、支部は上記以外に新たな安全管理措置等を講ずる必要はなく、従来どおりの体制で業務を行うことができる。
7. 支部は、個人番号が記載された書類または個人番号が確認できる電子ファイル等を法令で限定された業務のために保管することができる。ただし、その場合は、特定個人情報保護委員会が制定した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）等に沿った取扱いを行い、必要な安全管理措置を講じなければならない。
8. その他の業務の詳細については、別に事務処理要領等に定める。

附 則

（施行期日）

1. この基本方針は、平成27年10月8日から施行する。（第281回理事会議決）